PANAMA OFFICE （パナマ事務所）	Bella Vista, District and Province of Panama, REPUBLIC OF PANAMA
PANAMA OFFICE VERA-CRUZ SUB-OFFICE（パナマ事務所ベラクルス出張所）	Ruiz Cortines No.1360, Despacho No.32 Frac. Costa de Oro, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
PANAMA OFFICE GUAYAQUIL SUB-OFFICE（パナマ事務所グアヤキル出張所）	Av. Mercedes de Sanchez y Elisa Roca de Roca, Guayaquil, REPUBLIC OF ECUADOR
VALPARAISO OFFICE（バルパライソ事務所）	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
BUENOS AIRES OFFICE（ブエノスアイレス事務所）	Av. Sucre 2074, Piso 2, UF "9", Beccar, Partido de San Isidro, Pcia de Buenos Aires, ARGENTINE REPUBLIC
RIO DE JANEIRO OFFICE（リオデジャネイロ事務所）	Avenida das Americas 1650, Rio de Janeiro, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

○国土交通省告示第七百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年七月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　静岡県浜松市浜北区内野台四丁目四十一番五号　独立行政法人都市再生機構浜北都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第七百三十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月六日

国土交通大臣　前原　誠司

(一)　登録番号　11

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

プレストレスト・コンクリート工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　則久　芳行

(四)　変更年月日　平成二十二年五月二十五日

(一)　登録番号　15

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本空調衛生工事業協会

一般社団法人日本配管工事業団体連合会

全国管工事業協同組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名

有馬修一郎

清水　昌夫

大澤　規郎

(四)　変更年月日　平成二十二年五月二十六日

(一)　登録番号　23

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本空調衛生工事業協会

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会

(三)　変更後の代表者の氏名

有馬修一郎

須長　義明

(四)　変更年月日　平成二十二年五月二十六日

○国土交通省告示第七百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月六日

国土交通大臣　前原　誠司

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天神の沢（2）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県釜石市

天神町

二一五番　一号

大字釜石第二地割

二〇〇番地先水路敷　八号

二〇一番地先水路敷　九号及び十号

大字釜石第三地割

一八九番五　二号から四号まで

一八九番二　五号から七号まで

○国土交通省告示第七百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月六日

国土交通大臣　前原　誠司

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原狭沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県知多郡南知多町大字豊浜

字東狭間　一番　一号

二二番　二号

一四番五　三号

三〇番　四号

二九番一　五号

八二番一　六号

九八番　八号

字伊勢山　一番一〇　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆

字田迫　七番一　一号

九番　二号

二九番　三号

二九番一一　四号

二九番二の四　五号

二九番五の八　六号

二九番二一　七号

二九番八の一　八号

一番　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上六沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十年国土交通省告示第千百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市四谷

字上六　一四二五番　一号

一四三二番　二号

字峠　一三九九番一　三号

○国土交通省告示第七百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十九年国土交通省告示第六百三十三号で指定した同号二に掲げる土地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県長浜市余呉町大字東野

字大畑　五三番　一号から四号まで

字松ヶ谷　四七番　五号

字中ヶ谷　四六番　六号

字大瀧谷　四五番　七号

字殿山　四四番三　八号